

議案第35号

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年石垣市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第57条—第60条）」を
「第5章 指定管理者による管理（第57条—第65条）」

第6章 補則（第66条—第69条）」に改める。

第15条第2項中「省令第8条」を「省令第7条」に改める。

第5章中第60条を第69条とし、第57条から第59条までを9条ずつ繰り下げ、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 指定管理者による管理

（市営住宅等の指定管理者による管理）

第57条 市長は、市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

（指定管理者の業務）

第58条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅等の入退去の手續きに関する業務
 - (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
 - (3) 収納管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関して市長が必要と認める業務
- （指定管理者の指定の申請）

第59条 第57条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第60条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に市営住宅等の管理を行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、市営住宅等の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされているものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市営住宅等の設置の目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

（指定管理者の指定の取消し等）

第61条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部

の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定等の告示)

第62条 市長は第60条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にも準用する。

(協定の締結)

第63条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と市営住宅等の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第64条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第61条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第65条 指定管理者は、市営住宅等を管理するに当たって、個人情報の滅失、破損、改ざん及び漏えいの防止等個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者が管理する市営住宅等の管理業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月16日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

市営住宅等の管理について指定管理者による市営住宅等の管理を可能にするため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。